

公的研究費の不正防止にかかる誓約書の提出について

お取引業者 各位

国立大学法人筑波技術大学
財務課

本学の物品調達業務等につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、標記のことにつきまして、昨今の報道等によりご承知のとおり、大学等研究機関における研究費の不正使用事案が発生していることから、平成26年2月18日付け文部科学大臣決定として「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」が改正され、取引先の皆様に対して不正な取引に関与しない旨を定めた誓約書の提出を求めるとされました。

つきましては、本学においても、下記のとおり別紙「誓約書」の提出をお願いすることになりましたので、本趣旨をご理解いただき、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

1 誓約書の提出を求める対象範囲について

本学と取引を行う全ての業者。ただし、下記の者を除きます。

- ア) 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関
- イ) 学校法人
- ウ) 国際組織、外国企業等
- エ) 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
- オ) 会計監査法人、弁護士・税理士・特許事務所、社会保険労務士、産業医等
- カ) 商取引の相手方ではない個人
- キ) その他、本件対象になじまない業種等

2 誓約書の提出方法

請求書類等ご送付時に同封でご提出願います。

3 提出先

〒305-8520 茨城県つくば市天久保4-3-15
筑波技術大学 財務課契約係

誓約書

当社（当法人）は、国立大学法人筑波技術大学（以下「筑波技術大学」という。）との取引に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1. 筑波技術大会計規則及び筑波技術大学契約事務取扱規程を遵守するとともに、不正取引、不適切な契約などの不正には関与しないこと。
2. 筑波技術大学が公的研究費に関して実施する内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 不正が認められた場合は、筑波技術大学における契約の取引停止等に関する取引停止等の取扱要項に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
4. 筑波技術大学構成員（教職員、その他関連する者）から不正な行為の依頼等があった場合には、筑波技術大学公的研究費等の不正使用に係る通報窓口に連絡すること。

令和 年 月 日

国立大学法人筑波技術大学長 殿

(住 所)

(社 名)

(代表者役職・氏名)

⑩